

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 都市公園の供用の開始（二件）（都市計画課）  
収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更（会計課）  
鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（ ）
- ◇ 正 誤 平成六年三月鳥取県告示第二百七十号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第五百四十七号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により告示する。

平成七年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立布勢総合運動公園

二 位置

鳥取市桂見

三 区域

別紙図面のとおり

四 供用開始の期日

平成七年七月二十九日

（別紙図面）は省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第五百四十八号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により告示する。

平成七年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

二 位置

東伯郡東郷町大字引地

三 区域

別紙図面のとおり

四 供用開始の期日

平成七年七月二十九日

（別紙図面）は省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十九号

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）第十二条第一項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成七年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

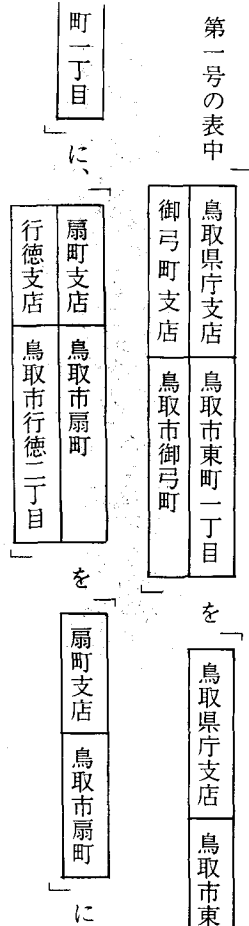
小売りさばき人の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
鳥取県職員労働組合 中部健康福祉センター 分会	名 称	鳥取県職員労働組合 倉吉保健所分会	鳥取県職員労働組合中部 健康福祉センター分会	平成七年四月二十六日

鳥取県告示第五百五十号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成七年九月十日から施行する。

平成七年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



改める。

正 誤

平成六年三月鳥取県告示第二百七十号（被爆者一般疾病医療機関の指定について）中の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
三 下 十 谷口医院 医療法人社団谷口医院